

**Q 1 指定申請及び指定更新に手数料がかかるのか。**

**A 1** 「佐賀中部広域連联手数料条例」に基づき、指定申請等に係る審査手数料を徴収します。

**Q15 手数料はどのようにして払えばいいのか？**

**払わなかった場合はどうなるのか？**

**A15** 手数料の支払いについては、

- ・申請時に納付書をお渡ししますので、所定の金融機関に納付します。
- 納付の確認が出来ない場合は、審査が行えませんのでご注意ください。

**Q16 指定更新申請後に、当該事業所を廃止することとなった。指定更新申請書と審査手数料は、返還してもらえるのか？**

**A16** 指定更新申請書の受理後は、いかなる理由があろうと審査手数料の返還はできません。  
なお、審査手数料以外の指定更新申請書類の返還は可能です。

**Q17 指定の更新を受けられない場合、更新手数料は返還されるのか？**

**A17** 更新手数料は、申請書審査のための手数料なので、審査の結果、指定基準を満たさず、更新できない場合にも手数料は返還できません。

**Q18 同一事業所における同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に更新申請した場合は、介護予防サービスに係る手数料は徴収しないということであるが具体的には？**

**A18** 下記の事例を参考にされたし。

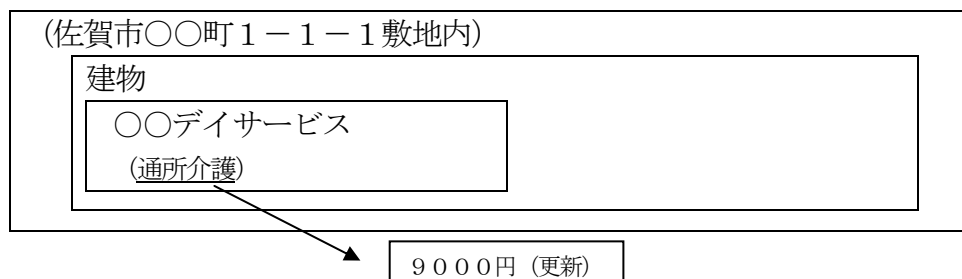
**【手数料】**

	指定	更新
居宅サービス	15,000円	9,000円
介護予防サービス	15,000円	9,000円

**(ケース1) 居宅サービスのみで更新を出す場合**

医療法人Aが経営する佐賀市〇〇町1-1-1にある「〇〇デイサービス」で通所介護のみを行っている場合の指定更新手数料

計 9,000円

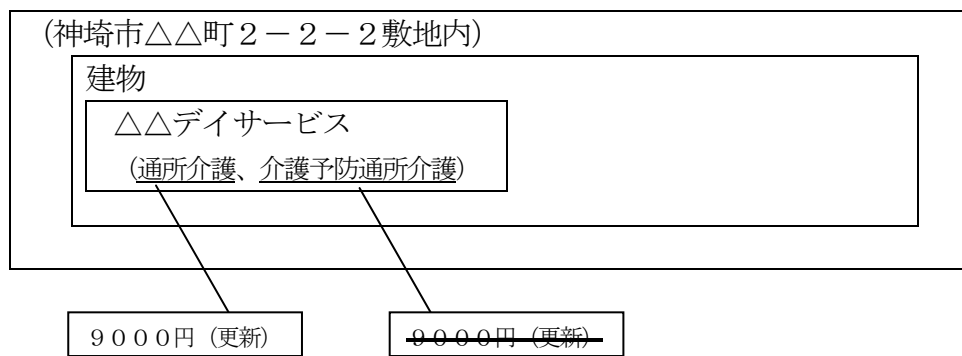


\* 提出書類は更新申請関係一式

**(ケース2) 同一事業所で同種の居宅サービスと介護予防サービスの更新を同時に出す場合**

医療法人Bが経営する神崎市△△町2-2-2にある「△△デイサービス」で通所介護と介護予防通所介護を行っている場合の指定更新手数料

計9,000円



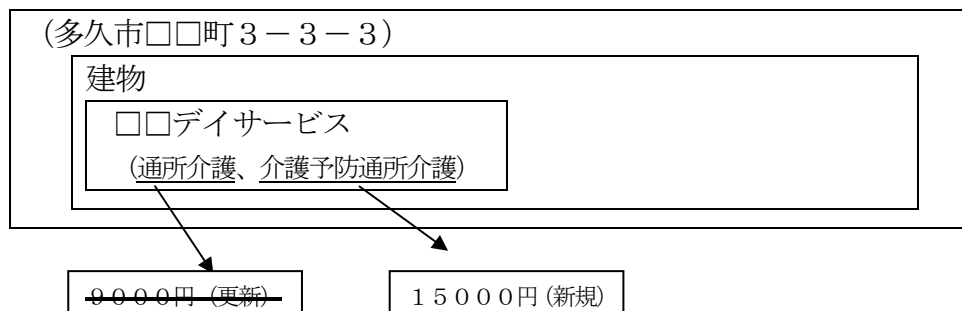
\*手数料は同一事業所で行っているため18,000円ではなく9,000円(居宅分サービス分のみで、介護予防分は不要)

\*提出書類は更新申請関係一式

### (ケース3) 同一事業書で同種の居宅サービスの更新と予防サービスの新規を同時に出す場合

医療法人Cが経営する多久市□□町3-3-3にある「□□デイサービス」が通所介護のみを行っていたが、通所介護の更新時に介護予防通所介護の新規指定も同時に行った

計15,000円



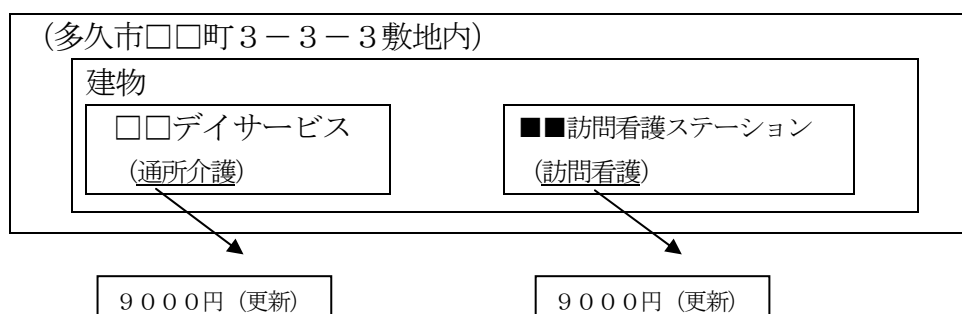
\*手数料は同一事業所で行っているため24,000円ではなく15,000円(新規分のみで、更新分は不要)

\*提出書類は新規申請関係書類一式+更新申請書(かがみ)

### (ケース4) 同一敷地内にある異なる居宅サービスの更新の場合

医療法人Cが経営する多久市□□町3-3-3にある「□□デイサービス」(通所介護のみ)と「■■訪問看護ステーション」(訪問看護のみ)

計18,000円



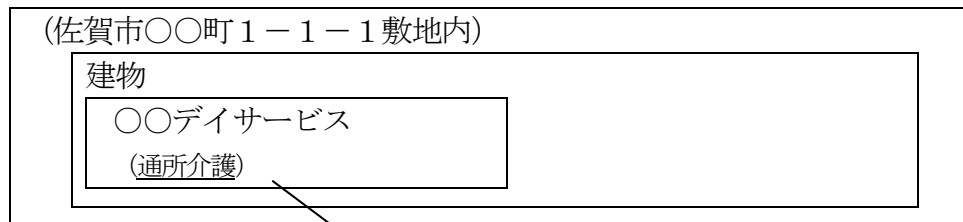
\*手数料は違うサービスなのでそれぞれ9,000円必要

\*提出書類は通所介護と訪問看護でそれぞれで更新申請書類一式を出す必要がある。

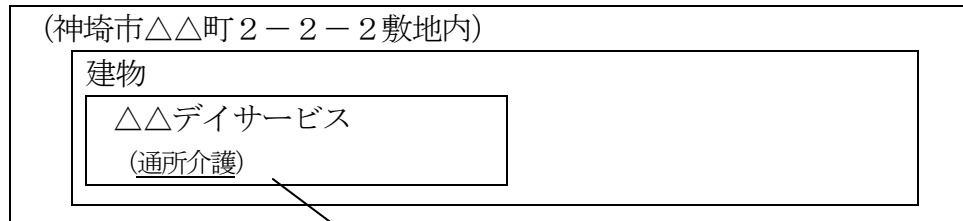
### (ケース5) 同一法人が違う場所で同種の居宅サービスの更新を行う場合

医療法人Aが経営する佐賀市○○町1-1-1にある「○○デイサービス」(通所介護のみ)と神埼市△△町2-2-2にある「△△デイサービス」(通所介護のみ)

計18,000円



9000円 (更新)



9000円 (更新)

- \*手数料は違う場所なので、それぞれ9,000円必要
- \*提出書類はそれぞれで更新申請書類一式を出す必要がある。